

524  
3-4

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

始





241222



22

524  
344

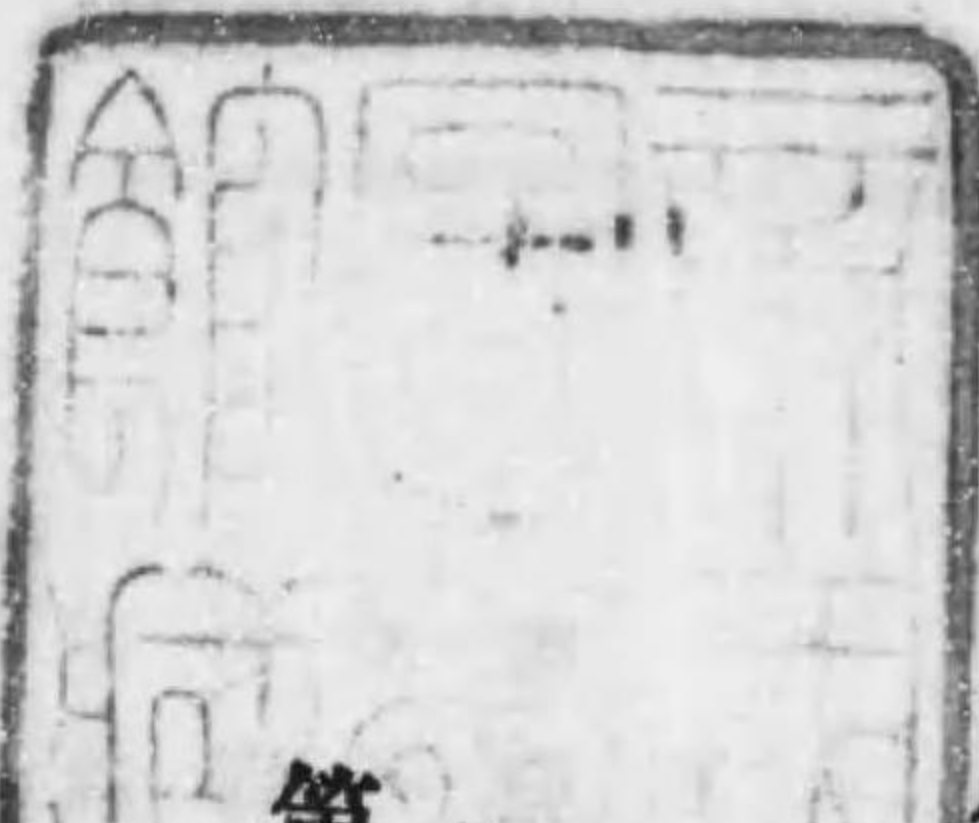
西村新五郎著

對外商業政策綱要

法政學社附屬(非賣品)



524-344



外對 商業政策綱要

目次

第一編 總論

第一章 商業の意義

第二章 商業の發達

第三章 商業政策の意義

第四章 內國商業政策

第二編 外國貿易政策

第一章 總論 說策の式策

第一節 外國貿易政策の理論

第二節 重商主義

第三節 自由貿易主義

第四節 保護貿易主義

第五節 緒言

四二頁	四二頁	二九頁	二二頁	二二頁	一八頁	一八頁	一五頁	一二頁	五頁	八頁	八頁	八頁	六頁	六頁
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----

大正  
14. 9. 2  
內交



1943-152



第二章	幼稚産業保護論	四五頁
第三章	防禦關稅論	五一頁
第四章	一般的保護主義	五八頁
第五章	社會關稅論	六一頁
第六章	結論	六三頁
第三章	外國貿易政策の方策	六五頁
第一節	輸出入の禁止	六五頁
第二節	關稅	六七頁
第一項	關稅の意義	六七頁
第二項	關稅の種類	六九頁
第三項	關稅制度	七三頁
第三節	戻稅	八〇頁
第四節	獎勵金	八三頁
第四章	輸出入關係	八七頁
第三編	商業政策の變遷	九四頁
第一章	英吉利	九四頁
	目次(終)	九四頁



# 外對 商業政策綱要

## 第一編 總論

### 第一章 商業の意義



商業なる機能は經濟の發達に従ひて、その内容及び範圍變遷し來れるが故に、商業の意義に關する學者の所説も亦同じからざるものあり。然れども大体に於て、現今商業の意義は廣狹二様に解するを得るもの、如し。即ち廣義の商業は、農工業と對立して、自然物を採取し、又はこれに技術上の變化を加ふることなく、生産者と消費者との間に介在して、財貨を流通せしめ以て財貨の需要供給の調和を計る一切の業務及びこれを補助する事業を



總稱するものなり。されば廣義の解釋に従へば、商業は貨物又は有價證券の賣買の外、賣買を補助する銀行業、保險業、交通業、倉庫業等の所謂機關商業をも包括す。蓋し昔時未開の時代にありては賣買と交換とは殆んど同一義にして、これを司る者を商人と稱し、商人は賣買交換の外現今所謂機關業に屬する機能をも兼行したりしかば、商人の行へる業務全部を商業と稱したるなり。これ商業を廣義に解する所以なり。然れども經濟の發達と共に賣買と交換とは、截然區別せらるゝに至れるのみならず、賣買を補助する業務は發達して各々獨立の事業となれるが故に、現時にありては賣買業とその補助業務とを區別するを適當とす。されば商業を狹義に解釋し、貨物又は有價證券の需要と供給の均衡を圖るを目的とし、性

質形態に何等技術的の變化を加へず、規律的且つ繼續的に行ふ賣買業となすを可とす。換言すれば、商業は市場の需供の状態を察し轉賣の目的を以て買入れたる財を營利的に賣却する爲めに、資本と勞力を結合する業務を云ふなり。而してこれを本來の商業と言ふべく、補助機關業はこれを他の研究に委ぬるを可とすべし。然るに商業を斯くの如く狹義に解するときは、商人の商業のみを云ふこととなり、工業家又は農業家が市場の状況を測りて生産したるものを販賣するは、商業にあらざることとなりべし。蓋し商業は商人商業を以つて商業の純粹なる形態となさるべからずと雖も、工業家または農業家が、顧客の注文を俟たず、市場の状況を豫測して生産し、これを販賣するは會々工業又は農業と商業とが、併存する



ものにして如斯き取引を商業中に包括するも敢て誤謬にあらざるべし。然らば農工業と商業との區別はこれを那邊に求むべきやと言ふに、前者はその根本觀念が自然物の採取又は自然物の性質形態を變更する業務なるに反し後者即ち商業は流通を根本觀念とするにあり。

此の意味に於ける商業は、種々にこれを區別するを得然れども就中重要なものは、内國商業と外國貿易との區別なり。前者は國內在住者間に取引せらるゝ商業を言ひ、後者は國際的に行はるゝ商業を言ふ。本書は以下専ら狹義に解せられたる本來の商業の中、内國商業に關しては簡單にこれを述ぶるに止め、主として外國貿易につき研究の歩を進むべし。

## 第二章 商業の發達

商業の機能を財貨の需要供給の調和を圖るにありと解すれば、人間が社會的生物なる限り、如何なる社會に於ても業務としての商業は兎に角、商的活動の存したるは想倒に難からず。而してこの意義に於ける商業の萌芽は原始時代に行はれたる交換にあり。勿論原始時代の交換は吾人現時の交換とは全然その趣を異にせり。即ち原始時代にありては、稍發達せる組織的の交換は個人と個人との間に行はれたるにあらずして、種族と種族との間に行はれたり。蓋し此の時代にありては、一種族内に於ける各個人の生産技術及びその條件は畧相同じく、種族内に於て自足經濟を營み且つ劃然たる私有財産もなかりし



かば、一種族内にありては各個人は交換の必要を感ぜざるも、種族を異にするに従ひ自ら自然的生産條件並に技術發達の程度相同じからざるものありたるが故に、互に他の種族の有せざるものを産したれば、是に交換の機を醸せるなり。然りと雖も、當時種族は團體として他の種族と對立せしかば、原始時代の交換は異族間の個人により一般的に行はれたるにあらず、種族間に團體的に行はれたるものにして、殊にその會長により專行せられたること多かりき。されば有力なる種族は屢々掠奪を行ひ、また他の種族を征服して貢獻をなさしむることありき。而も斯くして得たる交易品は一般庶民に分配せらるゝことなく、會長又は豪族の需要を充足するに過ぎざりしなり。ローマ時代に至るも尙交換は上述の性質を存し、そ

の行へる外國貿易は多く帝王または貴族の營める所にして、武裝的貿易をなし、交易品も亦王公貴族の需要品に過ぎざりき。フェニシア人、ギリヤ人の商業も亦盛んなる時期ありしも、隊商を組み或は艦隊を組織して、半ば征畧的に外國貿易を行ひ一部貴族の經濟的需要を充したるのみ。

原始時代の交換は近代商業の濫觴なれども、團體的に行はれたると、一般人民の生活とは沒交渉なる点に於ては近代の商業と大にその趣を異にするものなるを知るべし。而して當時一般人は種族内に於て自給自足の經濟を營みたるものなれば、昔時は單に一部に外國貿易行はれたるに過ぎざるなり。然るに十字軍の結果、歐洲諸國の東方文化と接觸するに至るや、稍一般的に涉り、東洋品



に對する慾望を感ずる者、十字軍の從軍により、著しく増加するに至り、經濟上の慾望は大に増進したりしかば、政治的の變遷と相俟ちて、是に商工都府の發達を見るの機運に向へり。此の時代より漸く自足經濟の解体を見、交換經濟に移ると共に、都府及び市場の發達を促せり。而して交通の要路に位し、多數民衆の集合せる都府に於ては、漸次商工階級の勢力増大し外國貿易に於ても貴族と相伍し得るに至れり。

内國商業も上述の變遷と共に漸次發展したりしかば、外國貿易の民衆化と相合して、所謂都府經濟時代を現出せり。然るに十五世紀末葉、新大陸の發見あり、新航路の開拓あり、加ふるに精神的には伊太利の文藝復興及び宗教改革の運動起りて、人類活動の舞臺を擴大すると同

時に、個人の自由を増進したりしかば、人類の生活は全く一變せり。政治上に於て國家組織の確立せるも、此の時代にして、中央集權の増大するに従ひ、都府經濟は漸次衰頹し、國民經濟時代を形成したり。當時經濟上の内部的變遷は、完全なる自足經濟の解体、貨幣使用の普及營利的企業の發生、及び分業の發達せることなり。此の間において、内國商業は種々の制限と拘束より蟬脱し、殆んど完全なる自由を得たると同時に所謂機關商業の分離獨立を見たり。外國貿易も亦活動範圍の擴張と商品の種類と數量の増加により益々隆盛の域に進み、各國は相互に密接なる經濟關係を有するに至れり。

以上は十六七世紀までの推移の概略なり。然るに十八世紀末より前世紀に互り政治上に於ける民主主義の發達



と、産業技術上の發明とは相俟ちて經濟上産業上に根本的の變化を惹起したり。産業革命即ち之なり。資本主義の發達せるもこの時代以後のことに屬し、商業は愈々旺盛に向ひ以て現代の域に入れり。斯くて原始時代の交換に始りたる外國貿易と中世末より發達せる内國商業と相融合して今日の商業となりたれども此の兩者は各々特色を有するなり。

本邦の商業も亦此と略同様の經路を辿れるものと見るを得べし。即ち古代より足利時代まで、貿易は貢獻又は贈答として行はれ、徳川時代に及びて大阪、江戸その他各藩の城下に内國商業の發見を見、機關商業は逐次獨立の機運に向ひたり。外國貿易は徳川幕府の封鎖政策によりて、不自然の制限を受け爲めに發達せざりしも、明治

維新以後政府は貿易を獎勵し各種の産業を保護助長しその發達を計りしかば、我が國民經濟は長足の進歩を遂げ近代商業の基礎確立し現今の隆盛を呈するに至れり。



### 第三章 商業政策の意義

抑も政策とは國家が國家の目的生活を營む爲めにする施設の總括を云ふものにして、國家はその施設によりて國家の目的とする國民民福の増進を圖るなり。されば國家が國家自身の行動によりて、國民生活を變化し得るものなることは政策の前提なり。而して普通政策と言ふときは、國家の施設と、これに關する研究とを包括するものにして、その目的の如何により種々の政策を生ずべく經濟政策とは即ち國家が國民經濟の向上を圖り、發展を助くる爲めに施す一切の施設方策を云ひ、商業政策とは經濟政策中直接商業に關する政策にして、研究の便宜上これに關聯するものを集めて立てたる一科なり。

商業政策の目的とする所は、一國商業の繁榮と發展（時としては制限）によりて國民經濟の向上を期するにあり國民經濟及び商業の原理原則を究め、因果の法則を明かにせんとするものにあらず。却りて國民經濟學及び商業學の教ふる因果法則に従ひて、上述の目的を達することを研究する所謂應用科學なり。

余輩は既に商業の意義を明かにせり。されば是に商業政策として研究する範圍も亦自ら明かにして、商業の本態即ち狭義の商業に關する政策のみの研究に止め、廣義の商業に含まるゝ機關商業に對する政策即ち金融政策、交通政策、保險政策、倉庫政策等は各々特殊の研究に委むとす。

さて商業はこれを内國商業と外國貿易とに分つを得べ



くこの兩者は各々特殊の性質を有することは前章に於て説きたる所なり。されば商業政策も前者に關する政策と後者に關するものどに分類することを得べく、一を内國商業政策と云ひ、他を外國貿易政策または對外商業政策と云ふ。以下章を改めてこれを論せん。

#### 第四章 内國商業政策

内國商業に對しては學者概ねその所説を同じくす。即ち自由放任を可とし、國家は原則として商人の自由活動に委ね、何等の制限または干渉をなさざるを以て策の得たるものなりと論ず。その主とする所は第一は企業上の理由なり。商業に何等の拘束を加へずその自由活動に放任するときは、自ら企業者間に自由競争起りその結果優秀なる企業者のみ殘存することゝなるべし。斯くて淘汰せられたる企業者の資本並にその經營に要したる勞働は節約らせるべく、節約せられたる資本並に勞働は、他の種類の企業に投せらるゝことゝなるが故に、自由放任主義の下に於ては一國の資本と勞働は最も生産的に使用せ



られ、國民經濟の發達を促進すべし。こは唯に商業のみに限れるにあらず、廣く他の生産業にも言ひ得る所なれども商業は轉業容易に行はれ易く此の傾向は特に顯著なり。第二は性質上の理由なり。商業が市場の需要と供給の状況を察してその均衡を圖るものなるは前述せる所なり。従つて商業の機能を完ふする爲めには、變幻窮りなき需要供給の變化に適應して行動せざるべからず。然るに斯く敏速を要する商業が行動の拘束を受くるは到底忍ぶ能はざる所にして、商業に自由を要する所以なり。加之商業は農工業の如く自然の制限を受くること少く、その資本も亦多く通流自在なる流動資本より成るを以て、その經營は頗る弾力性に富む。さればかゝる性質を有する商業に對し、徒に制限を附し干渉を敢てするは妥當に

あらざるなり。以上の理由により實際に於ても、各國は内國商業に對しては干渉せざるを原則とし、商業の隆盛を企圖しつつあり。然れども唯商人の自由活動が、衛生上、風俗上、社會上、政治上等公共の利益に反し、秩序を亂るの惧あるとき、又は戦時その他特殊の事由ある場合に於ては制限を設け干渉をなすこと珍しからず。



## 第二編 外國貿易政策

### 第一章 總 說

外國貿易政策は内國商業政策と著しくその趣を異にするものあり。即ち内國商業政策は國民經濟の内部にありて、農業政策、工業政策等と相對立する國內經濟政策の一科なれども、外國貿易政策はこれと異り一國が一國となりて外國に對するに當り、内國の諸經濟政策の上に位する一國の對外經濟政策なり。これ外國貿易政策が對外商業政策とも稱せらるゝ所以なり。

内國商業政策に對しては自由放任主義を以つて原則となすことに學者殆んど異論を立つるものなしと雖も、外

國貿易政策に對しては古來或は自由貿易主義を唱へ或は干涉をなすべしとする保護貿易論を主張し、これに對する賛否の論今尙喧噪を極め歸着する處を知らず。又自由貿易主義にも程度の差あると同時に、保護貿易論にありても、幼稚産業保護論、一般的保護論、社會的保護論など唱へられ錯雜たる有様なり。これ外國貿易政策が畢竟對外經濟政策にしてその關する處重大なるものあればなり。詳言すれば、商業はその作用によりて企業の自然淘汰をなす傾向あるは既に説明せる所なり。而して自然淘汰は國內並に國際間にも行はる。國內にありては前述の如く一國の富を増進せしむる途なるべしと雖も、國際間にありては必ずしも然らず。一國の外國貿易を自然に放任し自然淘汰に委すときはその國の産業を衰頽せしめ、



延いて國民經濟を疲弊せしむる惧なきにあらざるなり。勿論世界經濟主義の下に立つときは、自由放任を原則とし自然淘汰に任すこと、世界經濟の發展を期する所以なるべしと雖も、各國民は經濟團體たると共に政治的に統一せられたる團體たり。而して現時の狀勢に於ては、經濟の發展は政治的團體たる國民を基礎としその上に築かれざるべからず。されば一國の生産力優秀ならずして、外國貿易を自由に放任するに於ては、内國産業は淘汰を受け、國民經濟の衰頹を招く惧ある場合は、外國貿易に干涉し内國産業を保護擁立するに止まらず、更にその發展をも講せざるべからず。これ國家が外國貿易に臨むに當りて内國商業と同様の政策を採る能はざると同時に外國貿易政策に關する學說古來多岐に渉る所以なり。その

主なるものを、重商主義、自由貿易主義及び保護主義となす。



## 第二章 外國貿易政策の理論

### 第一節 重商主義

マーカントリズム

十五六世紀に及び西歐諸國は漸く政治的國家を確立して相互に對峙するに至りたり。是に於て各國は自衛の爲め軍備を整ふるの必要に迫られたると同時に、國家は國家の目的遂行の爲めに、各種の機關を設け、種々の活動をなすの機運に向ひたり。されば國家が多額の經費を要したるは元よりその處なり。從來經費は主として國王又は國家の財産收入により支辨し來れるも、經費の膨張は到底、これを以つて償ふに足らず、遂に各國は税制を布き國民一般より租税を徵收するの外なかりき。國家の經

費は、國家活動の浩繁となれるに従ひ、漸次膨張したれば、これに應じて租税を増徴せるは勢ひ已むを得ざる處なり。然るに租税の増徴は一國税源の充實に依存し、結局國富の増進に俟たざるべからず。約言すれば、強國たるには先づ富國たらざるべからず。而して當時富國の策として論せられ且つ盛んに實行せられたるを重商主義(mercantile System)となす。

通説に従へば、重商主義は富と貨幣とを混同し貨幣を以て富そのものと解したるが故に、重商主義の初期において、貨幣の鑄造に要する地金銀の獲得に腐心し、専ら此の目的の爲めに金銀鑛を有する殖民地の領有に努力せり。金銀の流入ありとするも貿易の差額にして逆ならんには、折角得たる金銀も忽にして喪失するものなるを



學ぶに及びて、金銀の輸出を禁止し又はその輸出に重税を課したり。而して殖民地の分野既に定まり、新領土より金銀を輸入する能はざる國は、順調なる外國貿易の差額によりて、此等の貴金屬を吸収するの外途なかりしかば、各國はなるべく多く自國生産品を輸出し輸入を節して、輸出入の差額を金銀にて受取るを以て國是となし、これが努力を怠らざりき。その方策として各國政府は外國製品の輸入を禁止し我はこれに重税を賦課したるに反し自國生産品の輸出は百方これを奨励したり。たゞ工業原料品は自國産業の糧にして且つ輸出の源なりとしその輸入を厭はず。

上述の思想を重商主義と稱せられ、當時の定説なりと一般に解せらるれども、必ずしも然らず。即ち金銀のみ

を富と解することの誤てるは當時に於ても指摘せられたる處にして。重商主義は單に當時の理論的並に實際的の傾向を表はせるに止まり、論者によりてその傾向の内容と程異度とをにせるものありき。その傾向とは即ち、

- 一、金銀の蓄積を過重視せること
- 二、外國貿易と工業とを不當に尊重保護せること
- 三、人口の稠密を國力の根源として過重せること
- 四、以上の目的の遂行に國家の政策に依頼すること過大なりしこと、これなり。

當時歐洲諸國は殖民地に對して政治上、貿易上搾取をこれ事とし、政治上には高率の租税を強徴し、經濟上には、安價なる原料品の供給を受け、これを加工して高價に賣捌き以て金及び銀を吸収したり。此の金銀により母



名たる歐洲諸國に於ては漸く貨幣の量を増加し、その使用一般に普及するに至りしかば、歐洲諸國は是に全く貨幣經濟時代に移れり。この時代の初期に於て、貨幣は普遍的流通性を有するに至り、何物をも購求し得たるが故に、貨幣を富そのものゝ如く貴重せるは、蓋し免れ難き誤解なるべし。

他面軍事上の必要より人口の稠密なるを尊び、商工業を以て農業よりも多数の人口を養ひ得るものとなし、これを保護奨励すること甚だ厚く、通商條約を有利に締結して、自國産業並に輸出貿易の隆盛を計るは當時外交の焦点なりき。

要するに重商主義の説は、當時の實際的活動の理論的反影なり。換言すれば、重商主義の政策は學問的理論よ

り出でたるにあらずして、外界の事情により施されたるなり。而して重商主義は一方に於て、幾多の弊害を伴はざるにあらざりしも、他方西歐諸國の商工業の發達を促進したるは疑ふ能はざる所なり。殊に國情を考察して巧にこれを利用せる國々は大に國運の伸長を齎し政治上、經濟上優越の地位を占むるに至れり。即ち英國宰相クロムエルの發布せる航海條件は、當時隆盛を誇りたる和蘭の海上權を奪ひ、大通商殖民國たる英吉利今日の基礎を作り、佛蘭西のホルペヤート亦重商主義的經綸の下に關稅を改正し母國の發展に貢獻したること少からず。然れども既に重商主義の政策により經濟上の發達圓熟し來るや、重商主義は徒らに弊害をのみ流すに過ぎざりしのみならず經濟思想の發達は其の誤れるを指摘せしかば、重



商主義は漸く衰へ、自由貿易主義これに代り、諸國を一  
時風靡するに至れり。

## 第二節 自由貿易主義

自由貿易主義とは國家が外國貿易に、原則として、人  
爲的の干渉を加へざるを云ふ。勿論自由貿易主義と雖も  
國家が全く自由の貿易を許し、何等の制限を加へず、又  
全然關稅を徵收せざるを云ふにあらず。只内地産業保護  
の目的を以て貿易、殊に輸入を禁止し又はこれに課稅せ  
ざるの意にして、財政上の收入を得るを目的とする所謂  
財政關稅は自由貿易主義の國にありても見る處にして此  
の主義に何等接觸するものにあらず。又風俗衛生上の理  
由により、或は安寧を保持する必要に基き、外國貿易に  
制限を加ふるが如きはこれまた自由貿易主義の認容する  
處なり。自由貿易主義は前述の重商主義の對して起れる



學說にしてその源をロック及びヒュームに發し、アダム・スミスの唱道したる所説なり。後ダビッド・リカルド出で更にジョン・ステュアート・ミルこれを大成し、今日に至るも相當有力なる學說なり。

アダム・スミスは所謂自然的自由組織の發見者として聞ゆ。アダム・スミスに従へば、人類の經濟生活を支配する力は、各個人が自己の生活を改善せんとする努力なり。而して自己を改善せんとする欲求は、人類の性質なるが故に、此の欲求に伴ふ努力を自然に放任するときは是に不知不識の間に、一定の組織を生じ、個人の利益を齎すのみならず、社會全体の利益とも合致するに至るべし。従つて國家が個人の自由の活動が拘束せられざる様努むるは即ちその任務にして、經濟上に於ては、特に何

等保護干渉または獎勵を必要とするものにあらず、と。アダム・スミスはこの自然的自由を外國貿易上に續釋して自由貿易主義を説きたるなり。

アダム・スミスは更に生産の唯一の目的は消費にあり故に生産者の利益は、消費者の利益と相一致する時に於てのみ、これを保護すべきものなり。然るに重商主義が生産者を保護して消費の損失を顧みざるは甚だしき誤謬にして、産業並に貿易に、人爲的の保護干渉を加ふるは決して國民經濟全体の利益を圖る所以にあらず、と主張したり。然れどもスミスは絶対的の自由貿易主義者にあらず。次の場合に於ては保護を加へ、干渉をなし、或は關稅を課するも不可ならざるを認めたり。即ち

一、國防上の必要なる場合



二、内地に於て消費税を課すると同一の品又はその代用品に關稅を課する場合  
三、外國が自國品に課稅したるとき報復關稅を課する場合

四、久しく保護關稅を課せられ、一時にこれを撤廢するときは弊害を伴ふ懼ある場合これなり。

アダム・スミスがその自由貿易論に對し上述の例外を認めたるに反し、絶對的自由貿易説を立てたをダビッドリカードとす。リカードはその自由貿易説に於て、比較的生産費説を理論的根據となせるが故に、アダム・スミスの論より一層徹底せり。即ち外國貿易の利益として、リカード以前の學説は、内國生産品の餘剰を賣捌き、資本を有利に使用し得るのみならず、自國に産せざるもの

又は低廉なる外國品を輸入して、消費者の利を促進し得べしと説くに過ぎざりしが、リカードは、外國貿易の利益は一國に對し一定の資本と勞力を以て、結局總計に於て、多量の貨物を供給するを得るにあるを明かにしたり。即ち一國が外國より輸入する貨物は、必ずしも、該貨物が外國に於て低廉に生産せらるゝにあらず。生産費高くとも比較的生產費が異なる場合は、外國貿易行はるゝものなり。今假りに甲乙兩國あり、その何れの國に於ても生産し得らるゝA、Bの二貨物あり、而も甲の國は、乙の國より生産條件優れ、その兩貨物を僅少の資本と勞力とを以て生産することを得るもの、即ち兩貨物の甲の國に於ける絶對的生產費は、乙の國のそれより低廉なりと假定せよ。かゝる場合に於ても、Aの貨物に對して甲の



國の有する生産上の優秀と、Bの貨物に對する優秀にして差違あるとき、約言すれば、貨物の種類により生産條件優秀の程度に差違あるときは、甲乙兩國間に貿易行はるゝに至るべし。何者、甲の國はBよりもAの生産條件に於て優るが故に、甲の國にA及びBを生産するより、Aのみを生産し、これを乙の國に輸出し、甲の要するB貨物をA貨物の對價として、乙の國より輸入する方、甲國にとりて、より僅少の資本勢力を以てA、B兩種の貨物を取得するを得べく、甲國內にこの兩種を自給するよりも遙かに利益なり。他方乙の國にとりてはA、B双方とも甲の國より生産費高けれども、比較的長するBの生産にのみ従事し、甲の國のAと交換せば、乙國內に兩貨物を自給するよりも利益なり。斯く貿易により、貿易國

は双方とも利得するものなり。換言すれば、一國は最大の利益を享有する生産に努力し、その生産に比ぶれば、比較的利益的の程度僅少なるものは、他國より輸入するを利益とす。畢竟貿易は、絶對的生產費よりも、寧ろ比較的生產費の差違により行はるゝに外ならざればなりと。これを比較的生產費説と云ふ。リカルドの比較生的產費説に従へば、産業及び貿易に人為の制限を加へ、保護干涉をなすは外國貿易の利を失ひ又はこれを減殺し、資本と勢力とを最も有効に使用すること能はず、國民經濟の發展を圖る所以にあらざるや明かなり。リカルドの自由貿易論が絶對的なりしも亦怪しむに足らず。リカルドと同じく比較的生產費説を論據として自由貿



易の利益を主張し、更に精密なる研究を積み、これを大成せるをジョン・スチュ、アト・ミルとなす。ミルは貿易の原理は、リカルドと同じく、比較的生産費を以てこれを説明し、その利益として外國貿易により、

(一) 一國に産せざる貨物の供給を得ること

(二) 自國に於て生産するよりも僅少の資本と勞力を以て所要の貨物を取得るを得ること

(三) 斯くの如く節約し得たる資本勞力を他の産業に使用するを得ること、を挙げたり。

ミルは更に外國貿易の利益の程度につき研究を進め、その利益の限界は貿易國相互の比較的生産費なれども、限界内に於て如何にその利益が分配せらるゝかに論究し結局一國貨物に對する需要の強弱に懸るものなりと説明

したり。而して一國輸入の總計は、その輸出の總計にて支拂はるれども、一國の輸出品が、外國に於て強大なる需要を享有し、且つ低廉に供給すれば益々需要を増進せしめ得るが如き場合は貿易の利益最も大なるべく、かゝる國は外國品を低廉に輸入することを得べし、と。

ミルはこの比較的生産費の理に基き自由貿易を唱へたれども、例外として、内國に適合せる外國産業を輸入しこれを養育する爲め一時的に課税する所謂教育關稅は理論上、不可なきを説き、保護關稅の正當なる唯一の場合なりとしたり。教育關稅につきては後章に於て詳論する處あるべし。

自由貿易論の根據たる比較的生産費説につきては、看過すべからざる前提あり。即ち國際間に於ける資本の移



動は國內に於けるが如く自由ならざること之なり。國內にありては資本は自在に流動し、最も有利にして生産的なる事業に投下せらるゝのみならず、又最も生産的なる地域に集中する傾向あり。然れども國際間にありては然る能はず。これ各國は政治組織、氣候、風俗等を異にし夫々特異の事情を有するが故に、投下資本に對する安全と便宜の程度を異にすればなり。されば國內に於ける資本流動の原則はこれを國際間に續釋すること能はざるなり。比較的生産費の説はこの前提の上に築かれたるものにして、リカルドもミルも共に述べたる處なり。然れども現時の状態に照して、この前提を考察すれば、正しく適合せりと言ふ能はず。何者今日にありては、國際的に資本の流動困難なる場合ありと雖も、又他方容易に流動

することあればなり。されば自由貿易の論據としての比較的生産費説は、現時にありては殆んどこれを支持する能はざるものと言ふべく、百歩を譲りて考ふるも、これが説述に當りては深甚の注意を拂はざるべからず。自由貿易に關する以上三氏の議論は多少の異同あれども、外國貿易の利益が輸出よりも寧ろ輸入に在るを説き消費者の立場より消費の利益の重んぶべきを主張せるは正當なりと言はざるべからず。殊に比較的生産費の説を立て、これを貿易上人爲の制限を廢するを利益なりとなすの基礎とせるは、理論の大体として不可なき處なり然れども自由貿易論が、消費の方面に於て著しく個人的なると共に、生産の方面に於ては世界的なるは容易にこれを看取するを得べし。されば個人主義及び世界經濟主



義の立場より論ずれば、自由貿易こそ策の得たる所以なるべしと雖も、國家の立場より見れば直ちに賛同すること能はず。何者、國家は歴史的なる政治団体なり。而して現下の情勢に於ては、國家は國民經濟の發展を主眼として努力せざるべからざるのみならず、各國の産業はこの団体内に於て、歴史的に漸次發展したるものなれば、自由貿易により急激なる變化を國民經濟内に惹起し、長年月の産業組織を一朝にして破壊し、經濟上の不安を増し、その動搖を甚だしからしむるは斷じて妥當なりと言ふ能はざればなり。假令破壊の後新産業を樹立し、終局に於て利益ありとするも、その過度期に於ける損失を忍ばざるべからざるの不利あるのみならず、その變遷推移の間に於て、社會問題、失業問題發生の憂ありとすれば

實際の政策としても、自由貿易は必ずしも適當なりと言ふべからず。自由貿易主義の採用に當りては慎重の考慮を要すべきなり。



### 第三節 保護主義

#### 第一項 緒言

自由貿易を主張せる英國正統學派の經濟學は、その所論餘りに抽象的にして且繙釋的に過ぎたる嫌あり。然るに社會科學の一科たる經濟學の研究は複雑なる社會現象を對照とするものなるを以て、繙釋的抽象的に研究するよりも寧ろ、廣く社會生活の事實に基き歸納的に研究せざるべからざるのみならず、現時の社會生活及び經濟生活は、長年月に渉る人類進化の結果なれば、社會現象及び經濟現象は歴史的に検討して始めて、その真相を捕測するを得べきものなり。これ即ち經濟學に歴史學派の興隆せる所以なり。

歴史學派は經濟の發展は、先づ歴史的に發達せる國民なる團體を基礎として、これを圖らざるべからず。而して經濟發展の爲めに施すべき政策は、國民經濟發達の程度に従ひて推移すべきものなりとしたり。この歴史學派の主張は保護貿易の隆盛となれる理論的原因にして、その事實的原因とも見るべきは、

(一) 十九世紀の中葉及びそれ以後に於て、歐米に數次の戦争起り、著しく各國民相互の感情を傷つけ互に排他的となりたること

(二) その當時漸く西歐諸國及び北米合衆國に於て諸工業隆興の機運に向ひたれば、これを保護助長すべき必要に迫られたること



(三) 南北新大陸に於ける農業發達の結果海運の進歩と相俟ちて西歐諸國に安價なる農産物の流入を見るに至れること、即ちこれなり。

自由貿易主義が著しく個人主義に傾き且つ世界主義なるに反し、保護貿易主義は國家主義にして、國民の經濟力に重きを置けるは前述せる處なり。この点を自由貿易主義と比較照應するときは、遙かに吾人現在の生活に適合せりと言はざるべからず。然れども保護貿易論は論者により著しくその出發点を異にするのみならず、その政策を實施するに當りても、如何なる品目に對し、如何なる方法を以つて、如何なる時期及び程度に、これを施すべきかの實際問題に至れば、保護論者中にありても、その議論多岐に涉り、錯綜を極むる状態にあり。保護貿易

論の弱点は實にこの点に存すと言はざるべからず。以下保護貿易主義の主要なる論據を説述すべし。

### 第二項 幼稚産業保護論

幼稚産業保護とは内國産業が發達の程度未だ幼稚なる場合、又は内國に於て外國産業が發達の條件を具備する場合に、幼稚なる内國産業を保護し、又は外國産業を移植する爲め、一時關稅を設けてこれが保護發達を圖るを言ふ。されば幼稚産業保護論はまた教育關稅論とも稱せらる。幼稚産業保護の議論は既に自由貿易論中に述べたる、ジョン、ステュアート、ミルが「保護關稅を許容し得べき唯一の場合、内國の事情に全く適合せる外國産業を移植せんとする目的を以つて一時これを課するとき



なり」と唱へたるのみならず、北米合衆國のアレキサンダー・ハミルトン、獨逸のフリードリッヒ・リストなど熱心にこの論を主張し、輿論を喚起して實際の政策にも著しき影響を及ぼしたり。殊にリストは保護論を學理的に研究したり。リストに従へば、世界經濟主義と、これに適應せる自由貿易の絶對的理論はこれを排せざるべからず、又各國の國情並に國民發達の程度により異なるべき特別の必要をも重んぜざるべからず。何となれば國民なるものは、個人と人類との間に存する實在にして、言語風俗、文化、政治組織、及び歴史的發達を同じうする一團なり。而して國民なる団体を組織することは、人類の進歩並に幸福安寧の増進に缺くべからざる條件にして、個人經濟の利益も國家の完成の爲めには、暫くこれを犠

牲に供せざるべからざる場合あり。國家は又永久の生命を有するものなれば、國民の眞の富は、交換價値の多寡よりも、寧ろ生産力充實の程度によりて定まるものなればなり。されば、國家はその充實を計るべき任務を有するが故に、教育關稅によりてこれを期せざるべからずと。リストは更に曰く、凡そ國民が順調なる經濟的發達を遂ぐる場合に經過すべき經濟的階段を

遊牧時代  
農業時代

第一遊牧時代

第二農業時代

第三農工時代

第四農工商併立時代

に分ち、經濟上國家の盡すべき任務は、これ等各階段を通じ、國民の進歩に必要な條件を充すにあり。されば



國家の政策も亦國民經濟發達の程度即ち階段に従ひ變化すべきものなり、と。リストの説に従へば、第一及び第二の時代は、自由貿易主義を採り、先進國との通商交通を奨励し、文化を輸入移植してその發達を圖らざるべからざるも、經濟が相當に發達して、自國に於て産業を起し得るに至れば、保護關稅を設けて、これを奨励し且つ先進國との競争に堪ゆる程度に保護すべきなり。然れども經濟の發達一步を進めて、外國の競争憂ふるに足らざる状態に到達すれば、徐々に保護關稅を撤廢し自由貿易に復し外國競争の刺戟により、その優勢の維持に努めざるべからず。而してリストはかゝる理論に基き、各國の實情を考察して曰く、スペイン、ポルトガル等は未だ農業國の域を脱せざるが故に自由貿易主義を採るを可とす

べく、ドイツ及びアメリカ合衆國は工業漸く起らんとする時代なれば保護を必要とすべし。又フランスは保護貿易主義を捨て、自由貿易に復歸すべき過度期にあり、唯イギリスは既に充分なる發達を遂げたるが故に、自由貿易に復歸するを可とす。夫れ故にイギリスに可なる政策は必ずしも當時のドイツに適せる政策なりと云ふべからず。スペイン、ポルトガルには又ドイツと異りたる政策を採らざるべからざるなり。而して保護時代に於ける消費の損失は、生産力充實に要する費用にして結局將來に於て償はるべし。保護は更に全ての産業に涉るを要せず只巨額の資本を要し、多數の労働者を雇備する大工業にして、日常の生活品を生産する産業のみを保護奨励せば即ち足れりと。



リストが經濟政策を論ずるに當り、經濟發達の歴史的階段につき研究を重ね、抽象的總論を排したること、並に個人の直接の利益よりも寧ろ國民全体としての夫を重んずべき所以を説きたることは、氏の卓見にして、正鵠を得たるものと云はざるべからず。されば産業教育の爲め、一時保護關稅を支拂ふも亦已むを得ざる費用なるべし。然れども實際問題として、一度び保護關稅を設定したる後に於ては、その輕減又は撤廢は産業の相當發達したる曉にありても産業の利益を減少せしめ、生産者に苦痛を與ふることゝなるを以つて、自然保護の期間長きに失するの弊に陥り易き傾向あるのみならず、保護すべき産業の撰擇及び保護の程度を誤るに於ては、その弊害の及ぶ處狭小にあらず。さればこれが實施に當りては慎

重の考慮を拂ふべきなり。

### 第三項 防禦關稅論

防禦關稅は外國品により不當の競争を受け、内國産業が一時非常の困難に陥り、これを放任するときは國民經濟上由々しき結果を齎す惧ある場合に、その危急を救ふ爲め、一時的に課する保護關稅なり。前述せる幼稚産業保護が新産業の移植又は發達を目的とするに反し、防禦關稅は既に發達せる産業の崩壞又は衰頹を防がんとするものなり。勿論防禦關稅は外國品の競争を受くる全ての場合に課するにあらず、たゞ特殊の事由により一國の重要なる産業が危地に陥り、爲めに國民經濟の常態を失す



るが如き危険ある場合のみに限らざるべからざるものなり。斯くの如き場合の防禦關稅は理論上正當なりと言ふべし。然れども一時の困難とは甚だ漠然たるを免れず、これを濫用して甚だしき弊害を醸さざるの注意を必要とすべし。

此の種の保護關稅を認めざるべからざるに至れる原因は蓋し、第一前世紀に於ける交通運輸殊に海運の發達、第二トラスト及びカルテルによるダンピングの盛行、即ちこれなり。

第一の原因より農業關稅論出で、第二の原因は工業保護の必要なる所以なり。即ち十九世紀の中葉以後殊に一八七〇年より一八八〇年の間に於て、交通運輸の機關は未曾有の發達を遂げたる結果、新大陸の穀物は盛んに西

歐諸國に輸入せられたり。その結果輸入國に於て、穀物の價格暴落して、農業の利益減少するに至りしかばその經營も大に粗放に流れ、農民は相率ひて都會の工業に走りたれば、是に所謂農村疲弊の現象を呈せり。即ち外國品の競争により國民經濟は甚だしき動搖を蒙りたれば、國民經濟をして新しき狀態に適合せしむると共に農業の頹勢挽回に努むるの必要に迫られたり。是に於て各國はこれが對策として、農業保護關稅を徵收するに至りたり而してこの農業保護關稅は機宜を得たるものにして、誤りなりと言ふ能はず。何者農業の技術並に經營は保守的にして急に變更し難きを以て過度期の損失と動搖を防かざるべからざればなり。

工業の方面に於ても、前世紀の末葉より企業合同勃興



し、その行ふダンピングは、商業政策上に新しき問題をダンピングを行ふ輸出國並にこれを受くる輸入國の双方に提供せり。ダンピングとは一種の代價商略にして、内國市場よりも外國市場殊に世界市場に於て、比較的廉價に販賣するを言ひ、合同企業、即ちカルテル又はトラストが、その過剰の生産品を賣捌かんとする方策なり。如斯くダンピングは内國よりも外國に安く賣却するものなるを以て輸出國に於ては内國消費者の利益を害するものなりとして大に批難せらる。詳言すればカルテル又はトラストが外國に於て廉價に販賣するによりて醸すべき損失は、内國に於て高價に賣却し、内國消費者の利益を犠牲に供して、これを償ふものなるが故にダンピングを不當なりとなすなり。然れどもこの批難は必ずしも正鵠を

得たるものなりと言ふ能はず。何者、現今企業は大規模に經營し多量に生産する程、生産費を減少することを得るを普通とす。夫れ故に企業家は益々生産の規模を擴張し、多量生産に伴ふ利益を納めんと努むるに不拘、國內に於ける消費量は擴張より生ずる増産に伴ふ能はず。是に於てか、企業家は企業同盟（即ちカルテル又はトラスト）を組織して、内國の供給を獨占し、過剰を廉價に外國に賣捌き以て生産費の減少を計るなり。されば、ダンピングを行はずとすれば、規模縮少の要あるべく、大規模生産の利益を納むるを得ず、勢ひ生産費の上騰を免れざるべし。果して然りとすれば、内國に於ける市價は結局ダンピングを行ふよりも或は高價なるやも計り知るべからず。即ちダンピングは必ずしも内國消費者の利益を



害するものと言ふ能はざるなり。たゞダンピングの目的物が原料品又は半製品なる場合は、外國に廉價なる原料品を供給することとなり、安き原料を加工する外國の製造業は有利の地位に立ち、内國製造業を脅かすの危険あるものと言はざるべからず。

翻りてダンピングを受くる國に於ては、低廉なる品を購入するを得るが故に、輸入國の消費者にとりては利益なること明かなり。殊にダンピングの目的物が原料品なる場合は、これを使用する輸入國の製造業が有利なるべきは前述の如し。然れども、ダンピングを受けたる結果輸入國の産業が衰頹したる場合は輸出國は競争者を倒したることとなるを以て最早ダンピングを行ふ必要なきに至るべく、輸入國は廉價品の供給を受くる能はざるの不

利に陥るべし。さればダンピングはこれを受くる國に於ても迷惑たるを免れず。而して特に如斯き競争を受くる産業が一國の重要産業にして巨額の資本が投下せられ、多数の労働者が従事するものなる場合に、かゝる産業が衰頹の危険に瀕するが如きは、一國にとりて由々しき大事なるを以て、ダンピングの如き不當の競争に對しては保護關稅を設けて相當の防備をなすは至當のことと言はざるべからず。これ防禦關稅論の唱導せらるゝ所以なり英國が一九二一年英國産業保護法を設けて指定の輸入貨物に對し三三、三分の一パーセントの關稅を課し、或は商務院の指定せる邦國に於て製造せられたる貨物にして、生産費以下、若くは英國にて有利に製造し得る價格以下に發賣し、爲めに英國産業に重大なる影響ありと認めら



れたるものに對し一般關稅以上更に前述せると同率の關稅を附加することを定めたるが如きは主として防禦的に課せらるゝものと見るを得べし。

#### 第四項 一般的保護主義

一般的保護主義とは、内國に於て農工商等各種の産業を發達せしめ以て自足的の國民經濟を完成せんとする目的を以て産業の保護を圖るを言ふなり。而してこの種の保護論は、リスト等の唱へたる幼稚産業保護と些か趣を異にするものなり。即ちリストは主として工業保護を力説し、保護の期間も亦一時的なるべきを説きたるに反し、一般的保護にありては保護すべき産業は農工の各種に涉り、その期間も亦比較的長きを厭は

ざるなり。これ蓋しこの主義の目的とする處は内國經濟の基礎を強固ならしめ、經濟的獨立を維持し以て極端なる國際分業による弊害より脱却せんとするにあればなり。一般的保護主義を採れば、各種の産業は保護せらるゝの結果國內に於て一般物價の昂騰するを免れず。従つて消費者としては不利益を蒙れども、消費者は他面に於て生産者なり。而して生産者の位置に於ては生産品を高價に販賣し得るの利益あるが故に消費の不利は是により償はるべし。斯くの如く、この主義に従へば、外國の競争を排斥して内國の産業を保護するの結果、必然的に内國の物價を昂騰せしむるが故に、輸出工業品の製造、又は他國に比して生産條件の優れたる特産品（日本の生糸、ブラジルのコーヒー等）は、何等一般保護主義の利益に



浴すること能はず。却りて此の主義は、生活必需品を騰貴せしめ、従つて賃銀の昂騰を招きて生産費を騰貴せしむるが故に、此等の産業は、不利益のみを受くることゝなるべし。されば、重要な多数の特産品を有する國、及び工業品の輸出國は一般的保護の政策を採る能はざるなり。これを要するにこの主義の理想は、極端なる國際分業より生すべき不利を免れんとするにあれども、他面には通商貿易を制限し、その齎す利益を減少せしむるのみならず、國內の經濟的動搖を自國のみにて負擔せざるべからざる不利あるものと言はざるべからず。然れども一國の國土廣大にして、各種の産業を國內に於て起し得る國は、經濟的に他國より獨立し得る可能性を有するを以て、この主義により政策を立つるも不可ならざるべし

これ經濟的帝國主義の起る所以なり。又經濟を放れ、軍事上の必要に基き戰時に自給經濟を立つる必要ある國にありては、強ちこの主義を排斥すべきにあらず。宜しく領土の大小と國情とを考慮して取捨すべきなり。

### 第五項 社會關稅論

社會關稅とは一國の賃銀が高き場合に、低廉なる賃銀にて製造せられたる外國品の競争を受くるときは、企業家は労働者を壓迫し、賃銀及び労働條件を低下せしむる惧あり。夫れ故にこれが低下を防ぎ、労働者を保護せんが爲め賦課徴収する關稅を言ふ。即ち社會關稅は、一見企業保護たるの觀を呈すれども、目的は企業保護にあらず、これによりて間接に労働者を保護し労働條件の向



上を計らんとするものなり。然るに労働者保護の爲めに要する關稅の程度を正確に測定することは頗る困難なるが故に、企業家に絶好の口實を與へ必要の度を超へて關稅を課し、結局企業それ自身に不必要の保護を與ふる弊に陥り易き傾向あり。加之、高き賃銀は必ずしも、一個當りの賃銀の高きを意味するものにあらず。高き賃銀と短時間の就業は生産能率を増進せしむるが故に、却りて一個當りとしては、安き賃銀となることあり。果して然りとするれば、かゝる場合社會關稅を課するが如きは安き賃銀を保護するの矛盾をなすものと言はざるべからず。然れども、たゞ特別な事由により安き賃銀にて生産せられたる外國品（外國爲替の變動により對外貨幣價の暴落せる國の製品の如き）及び監獄在監者の製品等に對し

ては社會關稅を課し或は適宜の策を講ずるは正當なる所なるべし。又工場法の設定又は改正の際、未だ労働能率の増進せざる間は生産費の昂騰を免れざるが故に關稅を課して企業者の損失を償ふべしとなす論は直ちに排斥する能はず。

## 第六項 結論

要するに保護は現今廣く各國の行ふ所にして、主として、關稅によりその目的を達しつゝあり。而して保護は既に述べたるが如く、關稅額だけ國內の物價を騰貴せしめ、甫めて、その効果を現はすものなるが故に、それだけ國內消費者の負擔を増加せしめ、その利益を害すること、外國貿易による利益を減殺して經濟の伸長を全から



しめざるごと及び保護の程度と期間とを誤り易きは免れ難き所にして、兎角これに對して、非難の存する所以なり。然れども保護が國內に於て生産力を充實し、各種の産業を興し、或は經濟的動搖を少からしむるの効あるは認めざるべからざる所なれば、保護の可否は各國の經濟的事實により斷せらるべきものと知るべし。

以上吾人は略外國貿易に關する政策の理論を明かにしたり。されば以下章を改めてこれが方策を講究すべし。

### 第三章 外國貿易政策の方策

#### 第一節 輸出入の禁止

外國貿易政策の方策として主なるものは輸出入の禁止關稅、戻稅、及び輸出入獎勵金なり。

貨物輸出入の禁止は古來屢々行はれたる所にして、重商主義の盛んなりし時代に於ては特に著しく、精製品の輸入及び金銀の輸出を禁止し、且つ通過貿易をも禁止して輸入禁止の目的を貫徹するに努めたるは既に説きたる處なり。之より曩中世に於ても貨物輸出入の禁止はその例に乏しからず。佛蘭西は十三世紀の交、羊毛及び穀類の輸出を禁止、英吉利が十五世紀に織物の輸入を禁止たる



が如き即ち是なり。これ等の禁止は皆産業保護の目的を以て行はれたるものなり。然れども現時にありては、保護の目的を以て輸出入を禁止することは小數の例外を除く外殆んどその跡を断つに至れり。これ輸出入禁止の如き極端なる方策を採るは各國の感情を害し、却つて不利益を招く虞あるのみならず、關稅を以て、よくその目的を達するを得ればなり。只非經濟上の理由による禁止は現時に於ても尙存する處なり。又戰時非常の場合に於ては戰時禁制品は勿論經濟的封鎖の爲め、又は國內に物資の缺乏を防ぐ爲めに、輸出入の禁止せらるゝもの多きに上ることあるは歐洲大戰中に於てその實例を徴するを得べし。

關稅の意義  
關稅の意義  
關稅の意義

## 第二節 關稅

### 第一項 關稅の意義

外國貿易政策の方策として最も重要なるものを關稅となす。關稅とは一定の關稅線を通過する貨物に對して賦課徴收する租稅を云ふ。一定の關稅線とは通常國境の場合多しと雖も、關稅線と國境線とは必ずしも一致するものにあらず。従つて關稅區域と政治上の領土とは同一にあらず。

關稅の起源は貨物の港灣の出入、集散地に於ける賣買又は橋梁通過の際貨物に賦課せられたる通過稅又は市場稅にあり。主として取引の安全を保持し、道路橋梁の修



繕に要する費用に當てられたるものなり。さればこれは租税と云はんよりも寧ろ手数料に近かりしものと云はざるべからず。その後この種の公課は徐々に手数料たる性質を失ひ、内國關稅たるに及びて純たる租税となれり。然るに國民經濟の成立殊にマーカントイズム興るに及びて、通商交通の隆盛を促進せざるべからざるの機運に向ひたれば、内國關稅は廢せられて國境關稅之に代り國庫に收入を納むると共に對外商業政策上の手段方策たるに至れり。

外國貿易政策上の方策としての關稅はその運用を誤らざるに於てはよく所期の目的を達することを得べく且つ勞少くして國庫の收入を擧ぐることを得べし。これ各國は輸出入禁止の如き絶對的の手段を採ること尠く關稅に

重きを置く理由なると共に關稅には收入關稅と保護關稅の別を生ずる所以なり。

## 第二項 關稅の種類

收入關稅とは國家が永久に收入を得る目的を以て賦課徵收する關稅を云ひ又財政關稅とも稱せらる。内國に生産せられざる一般國民の消費物の輸入に賦課する如きは收入關稅の目的として、最も適合せるものなり。又内國に生産せらるゝ貨物にして、消費稅に服する貨物と同種の外國品及び内國に産する代用品に消費稅を課せらるゝ貨物は、少くとも内國品と同程度の關稅を課すべきものなるは、既にアダム・スミスの唱へたる處にして自由貿易論の章に於て説明せるが如し。自由貿易國たる英國が



自國に産せざる茶、コ、ア、砂糖、コブラ等の所謂東洋特産物に課税して好個の財源を得つゝあるが如き即ち之なり。

保護關稅とは内國産業の發達を保護する目的にて課税する關稅を言ふ。而して保護關稅はなるべく輸出入を妨げ内國産業の發達を俟つものなるを以て保護關稅を課する貨物の輸出入が消滅するときは最もよく保護の目的を達したるときなり。されば保護關稅により永久に國庫の收入を擧げんとするは理論上矛盾なりと言はざるべからず。然れども元來收入關稅と保護關稅の別はその目的より出でたる區別なるが故に、個々の關稅を客觀的に觀察すれば、その目的の那邊に存し何れの關稅なるや曖昧なる場合多し。且つ各國共に關稅は重要な財源の一なる

を以て保護關稅と雖も財務當局は之を收入の目的とすることあり。

關稅は又貨物が關稅線を通過する状態如何により輸入税の外輸出税及び通過税に區別せらる。輸出税は一國に適宜の財源に乏しき場合に綜括的に輸出品全体に課税せらるゝことあれども、富強國に於ては現時概ねその跡を斷ちたり。只世界生産の大部分を獨占する一國の特産品に對しては輸出税を課するも内國生産者の負擔とならず外國の消費者に轉嫁するを得るが故に收入の目的を以て輸出税を設定することあり。ブラジルがコーヒの輸出に課税し、支那が滿洲より輸出する大豆、大豆粕及び日本が樟腦に輸出税を課するが如きこれなり。輸出税はまた收入關稅なるを常態とすれども、稀に保護の目的を以



て原料品の輸出に課税しその輸出を制限して、内國に安  
價にして豊富なる原料を残留せし、産業の發達を策する  
場合あり。

通過税は現今に於ては全く廢れたり。これ通過貿易は  
内國生産者に害を及ぼすこと尠く、却つて商業並に運送  
業を盛大ならしむるを以てなり。

以上の區別の外、關税は課税の標準により更に從價税  
と從量税に區別せらる。從價税とは貨物の價格が課税標  
準たるを云ひ、從量税とは重量容積等一定の數量を標準  
として課税するを言ふ。米の輸入税百斤に付き一圓と云  
ふは從量税にして、染料の輸入税は輸入價格の一割と云  
ふは從價税なり。

### 第三項 關稅制度

關稅制度は一國主權の發動と條約の締結によりて定む  
るものにして關稅則とも稱せらる。國家はこれによりて  
一國の貿易品を(一)有稅品(二)無稅品(三)禁止品の三種  
に分ち以て財政上、産業上、社會上の目的を達すべき關  
稅上の法規の總体を云ふなり。

元來國家は國家主權の發動によりて關稅制度を定むる  
を得べきものなれども、貿易は國際間の取引なるを以て  
一國の關稅制度の決定は諸外國にとりても重大なる利害  
關係あり。故に關稅制度の制定又は改正にして、諸外國  
の利益を害する惧あるときは外國より抗議を受くるを免  
れざるべし。これ關稅制度の制定に當りては條約を締結



し通商國と圓滿なる了解を得るを努むる所以なり。されば有利なる關稅制度を立つるを得ると否とはその國の國力如何によりて決せらるゝ場合多し。

さて有稅品に對しては均一なる從價稅を課する國即ち單一稅率を定むる國（シヤム、支那、トルコ）あれども多くは稅目を立て一定の稅率を定む。これを關稅率又は關稅定率（tariff）と云ふ。關稅率はこれを國法により定むるものありこれを國定稅率と稱し、條約によりて定むるものを協定稅率と云ふ。而してこの兩者を併用するを國定協定稅率と云ふ。又國定稅率を取る場合に於てその全部または一部の稅目につき最高最低兩種の稅率を定むる場合あり。これを復關稅率と稱す。以下これ等稅率に就き述べん。

### 第一 國定稅率

國定稅率は専ら自國の利益を標準として稅率を制定し得ると同時に稅率の改正又は變更は容易にこれを行ふを得べく、その適用も亦簡便なるを得べし。加之關稅も亦一種の租稅なれば自國主權の發動即ち法律によりこれを制定すべきものなるが故に、國定稅率は正に關稅制度の原則たるべきものなり。然れども國定稅率のみによるべきは國民經濟上に及ぼす弊害と外交上の利害あるを免れず。蓋し一國主權の發動のみによりて關稅率を變更し得べき場合は其の改正變更容易なるが故に濫に之が更改を行ひ經濟界の動搖を頻繁ならしむる惧あるのみならず、國定稅率は外國との交渉を度外視するものなるを以て諸外國をして自國貿易にとり不利益なる關稅を課せしめ或



は特殊待遇即ち最惠國條款に均霑するを得ざらしめ自國貿易殊にその輸出貿易を不利益に陥らしむる惧あり。これ自由貿易主義並に極端なる一般保護貿易主義を採る英米二國以外の國々に於ては國定稅率を採用せず、各國とも一部又は全部の貿易品につき諸外品との協定に委ぬる所以なり。

### 第二協定稅率

協定稅率は稅率の制定を國際間の協商に讓るものなりされば外國との通商外交關係を圓滿ならしむるを得るの利益あると共に稅率の變更に當りては諸外國と商議を要するの結果稅率を變更すること難く經濟界の動搖を少からしむる利益あり。然れどもこの主義による場合は主權の發動を拘束せらるゝ外一國の經濟上特殊關係を有する

貨物にも國定稅率を定むる能はざるのみならず、一般の稅率の制定上にも不便少からず。所謂片務的協定稅率に終るの不利なきを保し難し。而して主權發動の束縛は強國の嫌忌する所なるを以て國定稅率と協定稅率とを併せてその短を補はざるべからず此れ國定協定稅率の存する所以なり。

### 第三國定協定稅率

國定協定稅率を採る場合は普通先づ一般的に國定稅率を定めたる上協定の必要ある特殊國の特殊品目に對しての協定稅率を約定するなり。此の場合に於て一般的に定めたる基礎稅率を一般稅率と云ひ無條約國又は無協定國に適用し協定稅率を適用するは即ち協定國にして最惠國とも稱せらる。而して一般稅率は國內人民の負擔力を標



準として定め協定税率は前者より低きを原則とし、内國産業保護の必要を限度として約定するを妥當となす。國定協定税率は現今本邦を始め歐洲大陸諸國の採用する所にして、單一なる國定税率及び單純なる協定税率が各々其の短所を有するものとせば此の兩者を併用せる國定協定税率は最も理想的税率たるが如しと雖も、猶完全なりと云ふべからず。何となれば文明諸國間に於ては最惠國條款は多く通商條約を締結する際に約定せらるゝを以て最初特殊の一國の爲に此の税率を制定するや直ちに各國に均霑せらるゝの結果、意外に協定税率の範圍を擴大することゝなり國定協定税率は其の實質に於て協定税率と何等選ぶ所無きに至る傾向あればなり。加之前述の如く協定税率は國定税率よりも低きことが協定の意義ある所

以なるを以て、果して國定協定税率にして協定税率に等しき結果を招來するものとせば自國産業を充分に保護すること不可能なると同時に、收入的見地より論ずるも税率の低下は關稅收入の減少を來すを免れざるべし。

#### 第四復關稅率

國定協定税率より生ずる弊害を矯ん爲めに生れたるものを複關稅率となす。此は全部又は一部に就いて最低最高兩種の率を設定するを云ひ、最低税率は自國に對して税率の協定をなし又は最惠國約款に均霑せしめる國にのみ適用し、最高率は其他の國に對して一般的に適用するなり。



### 第三節 關稅

關稅は元來保護關稅が課せらるゝ場合に於ても單に内外の生産費の均衡を調和するの程度に於て課せらるゝを普通とす。されば内國生産品が消費稅等の内國稅を負擔すべき場合に於ては、其の内國生産品と同種の外國輸入品は、關稅の外に更に内國消費稅をも負擔すべきものなり。斯く内國稅は輸入稅と同一の影響を輸入品に與ふる結果となると同じく内國稅は輸出品に對して輸出稅と同一の影響を及ぼすべし。蓋し内國消費稅は生産費の増加と同様の結果を生じ、外國に於けるその競争力を減殺すべし。されば通常の場合に於て内國消費稅は内國の消費者に負擔せしめ得べしと雖も、よく此を外國消費者に迄

轉嫁せしむること能はず。(獨占品は此の限りに非ざる場合あり) 抑々輸出は現今概ね各國の獎勵する所なり。然るに輸入稅を納めたる貨物の再輸出又は内國消費稅を徵收せられたる内國品の輸出は、其の稅額だけ不利なるを以て、輸出貿易の進歩を阻害し、其の隆盛を期すること能はざる理なり。此れ戻稅制度の存する所以にして我が國に於ても此の制度を設けらる。即ち内國に於て精製されたる砂糖を輸出するにあたりて、消費稅及關稅の拂戻を受け或は羽二重其他の輸出織物が直接免稅法によつて内國消費稅に服することなく、税金未納の儘輸出せらるゝが如き、再輸出品が輸入稅の拂戻を受け、更に輸入せる大豆、小麥等を原料として製造せる大豆油、小麥粉の輸出にあたりて先に納入せる輸入稅の拂戻を受くるが如



き此なり。

以上は輸出の場合に於ける輸出戻税なれ共、爰に序乍ら一言すべきは内國工業保護の目的を以て輸出とは關係無く製造戻税とも稱すべき制度現今各國に行はるゝ一事なり。例へば煉乳の製造に原料糖の戻税を受くることを得べく、工業用酒精に戻税の存するが如き即ち此なり。故に現時の制度に於て戻税とは此を廣義に解して、輸出又は製造に當りて曩に課せられたる内國消費税又は輸入税の全部又は一部を拂戻す制度の謂なり。

戻税は前述の如き主旨に基き行はるれども、其の施行に當りて注意すべき点は(一)課税額と戻税額とを同一たらしむること。(二)課税品と戻税品と同一なるを證明せしむることなり。戻税にして、製造品に課せられたる税を拂戻

す場合は、前掲の点は直ちに此を看取するを得と雖も原料品に課せられたるものを精製して輸出する場合に於ては、課税の際と戻税を受くる時とは、勿論其の品質形状性質とを變化するが故に若し以上の注意を怠る時は徴收されたる税額以上の拂戻をなすことあるべく、或は内國原料を以て製造したる物にも拘はらず輸入原料品を以て製造したるものとなし、輸入税の拂戻を受くるが如きに至りては戻税の主旨を越えて寧ろ實質に於て輸出奨励金なりと言はざるべからず。

#### 第四節 奨励金

關税が間接に産業を保護するに反し、直接に此を保護し其の隆盛を企圖するものを奨励金となす。奨励金に輸



出獎勵金、輸入獎勵金及各種の補助金あり。輸出獎勵金は輸出を促進して内國産業の發展を圖らんが爲めに下附せらるゝことあり、或は特殊製品の製産過剰による市價の暴落を防止せんが爲めに與へらるゝことあり、而も其の有効なるや勿論なりと雖も、時に獎勵金を下付せらるゝ品に對して其の輸入國に於て獎勵金に等しき輸入税を徵收せられ、又は輸入税を増徴せられて輸出獎勵金の効果を減退し、無意味に内國民の負擔のみを増加せしむるに過ぎざることあり。輸出獎勵金は重商主義の旺盛を極めたる時に於ては各國共に此を見たれ共その衰退に傾くと共に輸出獎勵金も亦漸次に減退せり。輸入獎勵金は現今殆ど其の跡を絶つに至れり、然乍往時にありては往々見たる處にして明治初年我國に於て海運

保護の目的にて船舶の輸入に獎勵金を附與したるが如き又英國に於て凶作の年に於ける穀物の暴騰を防ぐ爲めに輸入獎勵金を附與して穀物の潤澤を計りたるが如き即ち是なり。其外各種の産業に對して補助金として種々の獎勵金の與へられる事珍しからず、即ち特殊の事由ある産業又は幼稚なる産業に對して補助金を與へ或ひは關稅によりて保護するを得ざる場合に於ては獎勵金を附與して此を助長するが如き、或ひは必要の航路を維持せんが爲に補助金を與ふるが如き是なり。關稅による保護が間接的、一般的なるに反し、獎勵金殊に補助金は直接的なるのみならず特殊的なる場合多きが故に其の効果も亦顯著なれども往々にして其の額と期間とを誤り補助に慣るゝの弊害を醸す恐れあり、又公平を失して政治の腐敗の原



因となる場合あり。  
商業政策の方策として以上四項の外保税倉庫の建設、港灣の設備、自由港區の設定などを擧げるを得べしと雖も此等は已に諸子の收得せる處なるべきを以て此が細論を省略すべし。<sup>2)</sup>

#### 第四章 輸出入關係

外國貿易に於て輸出と輸入との差額を貿易差額と言ひ輸出の輸入に超過するとき、貿易は順調なりとなし、輸入の輸出に超過するときは、貿易は逆調なりと稱するは既に述べたる所なり。而して貿易差額に關しては、現今尙重商主義的思想の係を止め、各國はその順調を保持せんが爲め汲々たる状態なり。蓋し一國の貿易は、輸出入相平均せるを最も健全なる状態とすべし。然れども實際に於てかゝる理想的なる平衡を得ることは殆んど不可能なる所にして、各國は各々その經濟事情を異にし、經濟發達の程度に於ても、それと相異なる狀況に在るが故に、或國は輸出盛んに行はれて輸入これに伴はずと見れ



ば、他國は輸入多額に上り輸出のこれに伴はざる有様に在りて、何れも貿易差額は、或は順調となり或は逆調となるを免れざるなり。而して又或一國に於ても貿易差額は常に一方に偏するものにあらず、年の異なるにより時に變調を呈することあり。

斯く國々に於ては或は輸入超過の状況を呈し、或は輸出超過の状況を示すは、その國民經濟の必要とする所より當然に生ずることなれば、その何れを可とするやは一概にこれを論ずること能はず。然れども現今普通に行はるゝ見解は、前述の如く、稍重商主義的色彩を帯ぶるが故に、大体に於て一國はその輸出を盛んにし輸入を制限して、常に輸出超過即ち貿易差額の順調なる状態に在るを以て、喜ぶべしとなすなり。即ちかく貿易の順調な

るに於ては、その差額だけ、その國は貿易上利得したる次第にして、それだけ國富を増加し得るものゝ如く思考せらるゝが爲めにして、現今諸國は重商主義時代に於けるが如く、なるべく原料品または未成品を輸入し製造品精製品を輸出するを以て國策上賢明なる道と信せられかくして得たる輸出超過はそれだけ、該國に於て製造業の行はれたる利得にして、一國の富強を圖る上より歓迎すべき所なりと考へらるゝなり。

然るに尙考究すべきことは、現今外國貿易にありて、その輸出入代金の授受に關する事務は倫敦及び紐育を中心として、所謂外國爲替の機能によりて、處理せられ、諸國は何れも外國爲替業務を司る特殊の銀行を有し、商品輸入したるものは爲替銀行より代金に相當する外國



爲替手形を買い、これを輸出國の取引商人に送致し、輸出商人はその受取りたる爲替手形を爲替銀行に賣却してその代金を受領する方法によりて決済せらるゝことこれなり。而して此の外國爲替の關係は輸出入貿易の狀況如何によりて直接影響を蒙るものなり。

吾人が國內に於て爲替を取組む場合には、何等爲替の相場なるもの存することなし。然るに外國爲替に在りては常に爲替相場の存在を見るべし。この理由は、第一に各國は皆貨幣制度を異にし、貿易品の代價は何れかの國の貨幣によりて取引せらるゝ結果、これを取引當事國の貨幣額に換算する必要あり、その換算をなす爲めには、先づ國々の本位貨幣の比價を測定するを要し、その比價による換算額が外國爲替相場として表はるゝが故なり。

然るに尙これ以外に一國の輸出入の狀況如何により、該國に於て外國爲替手形の需要と供給とに異同を生ずべく外國爲替銀行は爲替手形の需供を調節するの任務を有するが故に、その發表する所の爲替相場は、手形の需要と供給の多寡により、變動するを免れざるなり。即ち今假りに一國が輸入超過の狀態に在りとせば、外國に對して債務の超過となるものなれば、外國爲替手形に對する需供狀態に於ては、需要は供給より多額に上るべく、從つて外國爲替手形即ち外國貨幣は、內國貨幣に對して騰貴し、內國貨幣を以てする支拂高は高からざるを得ず。如斯き場合、支拂勘定に於て外國爲替相場高しと言ふ。これ外國貨幣を基礎として、これに對し內國貨幣を支拂ふものとして相場を建つるが故に支拂勘定と言ふなり。然



るにこれに反し一國の貿易が輸出超過なるときは外國爲替手形に對する供給が需要に超過するに至るべく、輸入超過の場合と反對に、外國貨幣は内國貨幣に對して下落すべく、内國貨幣を以てする支拂高は少額を以て足るなり。如斯き場合、支拂勘定相場に於て、外國爲替相場安しと云ふ。されば支拂勘定相場にありては、外國爲替の安きは貿易の順調なる結果にして、その高きは貿易差額の逆調なるを示すものと見做すを得べし。

然るに我國に於ては外國爲替相場は、相手國により、支拂勘定相場にて建つ場合なきにあらずと雖も、多くは我國の貨幣を基準として、これに對する外國貨幣の額を以て示すを普通の建方となす。従つて相場の變動は邦貨に對する外國貨幣の増減を意味す。この種の相場の建方

は邦貨の一單位に對し何程の外國貨幣を受取り得るやを表す建方なれば、これを受取勘定相場と言ふ。されば受取勘定相場を以てすれば、貿易差額が輸入超過の状態にある時は外國爲替相場は安く、これに反し輸出超過なる時は外國爲替相場高きを常態とす。即ち支拂勘定の場合とは、相場は反對に表はさるゝが故に、受取勘定相場にありては、相場安きは貿易の逆調なるを示し、高きはその順調なるを語るものなりと知るべし。是に注意すべきは、外國爲替相場の變動及びその順逆は單に貿易差額によりてのみ決定せらるゝものにあらずして、貿易外の對外收支勘定も亦その決定原因を構成するものなることこれなり。



### 第三編 商業政策の變遷

#### 第一章 英吉利

十八世紀の末葉より十九世紀を通じ、世界大戦争に到る迄世界通商貿易の覇權を其の掌中に收め、大戦後に於ても尙大商業國たるの地位を失はざるは即ち英國なり。英國が經濟的に早く他國を凌駕するに至り且つ長期間に亘りて經濟的優勢を持続し得たるは、蓋し重商主義の運用よろしきを得たるによるべしと雖もまた其の弊害の漸く甚だしからんとするや、此を棄つるの時期を誤らず經濟政策殊に通商貿易政策を變更し、新時代に順應するに巧みなりし爲に外ならざるなり。されば後進國たる我國

に於て、英吉利經濟上の推移と、商業政策の變遷とを研究するも亦徒爾に非ざるべし。重商主義の思想は、要するに貴金屬即ち貨幣を以て富其物なりとなし、此を蓄積するに専らなる爲め貿易の差額に重きを置きたること及び商工業を過重視したることの誤りなるは曩に説明したる處なり。されば此の思想に適應し其の目的を達する爲に外國品の輸入、特に製造品の輸入を制限して内國製造業の隆盛を期せんが爲に禁止的保護税を設定し或は航海業保護の爲に航海條令を發布せり。殖民政策に於ても亦此の主義の外に出でず即ち殖民地の貿易は此を本國に於て獨占せんとし、殖民地に製造業を興す事を禁じて、なるべく本國の船舶に搭載してこれを殖民地に供給せんと腐心せるのみならずまた其他苛



酷なる徴税を敢し殖民地の搾取に及らざる所なかりしかば  
殖民地の反感を醸生したるは單に英吉利のみにあらざり  
しが、遂に同政府の失政は遂に一七七七年亞米利加十三  
州をして獨立の宣言をなさしむるに至れり。英國政府は  
亞米利加獨立の爲大いに覺醒する處あり殖民政策を根底  
より革新する機運に向ひ漸く重商主義に對し疑念を挿む  
に至りしに、一七七六年アダム・スミスの公にせる富國  
論は英吉利の向ふべき途をよく指導せるの觀あり。宰相  
ピットはスミスに啓發せられ自由貿易主義を加味せる關  
稅制度を建て、一七八六年九月には佛蘭西と互惠主義に  
基づく通商條約を締結せり。此の改革は獨立戰後の英米  
貿易の發達と相俟ちて大いに英吉利の貿易を刺戟し殊に  
輸出は著しき伸長を見たり。

然るに一七九三年ナポレオン戰爭起るや全歐洲は擧げて  
兵燹の巷と化し、英佛兩國の發布せる封鎖令は通商貿易  
を極端に妨害したり。一八一五年ウインに平和會議開か  
るゝに及びて歐洲の平和は漸く克復したりしが、多年に  
渉る戰亂の爲各國共に甚だしく疲弊し、英吉利に於ても  
經濟界は其の後約三十年の久しき間萎縮してまた振はず  
然るに租稅制度は戰時戰後の財政の必要に應ずる爲頗る  
紊亂し各種の貨物に高率の消費稅を課したるは勿論輸入  
稅も亦頗る高率に上りたり。殊に特筆すべきは一八一五  
年の穀物條令の發布なり。此よりさき一六八九年英吉利  
に於ては穀物貿易獎勵法を制定して農業を保護助長した  
るに一七七〇年代より英吉利の穀物需給の形勢は一變し  
て輸出獎勵よりも寧ろ凶作の年は穀物の價額騰貴し此が



輸入の必要を感ずることゝなれり。就中ナポレオン戦争  
中外国穀物の輸入阻止せられたる期間は穀物自給の必要  
に迫られたる結果穀價は異常の昂騰を見たり。然るに戦  
後外国穀類の流入するに及び穀價下落の傾向を辿るや、  
當時政權を恣にせる地主階級はその利益を擁護する爲め  
遂に穀物條令を議會に提案して此を通過せしめたり。同  
法によれば小麥一クォーターにつき八十志以上に騰るに  
あざれば輸入する能はず、完全に國內穀價の下落を防  
止し得たり。當時小麥は一クォーター六一シリングの高  
價を維持したりしが、不幸にして一八一六年及其翌一七  
年の兩年に亘りて非常の凶作に會し小麥は一クォーター  
に付き九一志一一片にまで暴騰したり。然るに未だ稀少  
價格に達せざる理由の下に輸入の解禁を見さりしか

く新興の商工階級は穀價の昂騰は、貨錢の漸騰と共に生  
産費の向上を來すものにして甚だしく輸出を脅威するも  
のなりと成し、穀物條令は全國に渉る消費者を犠牲とし  
て一部地主階級の利益のみを不當に擁護するものなりと  
非難せしかば、同法撤廢の輿論漸次喧し。是に於て政府  
は委員にその調査を託し一八二一年議會に於ける同法（  
穀物法）實施に關する五委員の意見として同法の結果芳  
しからざるを報告せらるゝや穀物法廢止の運動益々猛烈  
となれり。  
一八三〇年代に至り輿論益々起り其の運動の猛烈なる事  
英國歴史上稀に見る緊張を示せり。此の間に在りて穀物  
法廢止同盟（非穀物法同盟）がマンチエスターに組織せ  
られリチャードコブデン及ジョンブライト其の中心たり



一八四一年サーロバートピールは内閣を組織して紊亂せる當時の財政整理に着手し他方に於て關稅の輕減を計り穀物に對しても一八二八年に採用せる滑準法を修正し此を緩和したれ共滑準法の理論は正しきに係らず、運用に當りて兎角圓滑を欠き穀價の動搖を緩和する事を得ざりし爲穀物法に對する反對運動は引續いて行はれたり。此の頃アイルランドに飢饉起り穀物問題の解決は焦眉の急を告たれば遂に一八四六年ピールは一八四九年二月を限り穀物法を廢止する法案を議會に提出し自由黨の援助を得て此を通過せしめ是に於て英國經濟界の痛は遂に除去せられたり。穀物法の廢止は英國經濟政策に一新時機を劃し、それ以後對外商業政策に於ても頓に自由主義の色彩を濃厚にしたるが如し。即ちハスキソン氏の企てたる

關稅制度の改正、輸入稅の廢止輕減及輸出稅撤廢政策はピール並にグラッドストーン氏によりて繼承せられ、殊にクラッドストーンが一八六〇年大藏大臣に就任するや一時千五百を數へたる有稅輸入品目を遂に僅かに二十品目の少なきに至らしめ關稅は全く保護の目的を放れ、單に財政の必要に應ずる爲め課せらるゝのみなりき。かくて全く保護貿易より蟬脱して自由主義化し、爾來一九一四年に至るまで約六十年の久しき間兎に角自由貿易主義を維持したり。此の間英吉利の貿易は自由主義の恩恵により駸々として日に進み旭日昇天の勢を示したるは怪しむに足らず。曩に發布せる航海條令をも亦廢し一八五四年よりは沿岸貿易に於ても、殖民地との貿易に於ても内外の船舶に對して同一の待遇をなし其の間の區別を撤廢



するに至れり。英吉利がよく如く新經濟政策を採り得たる所以のものは、一面輿論の旺盛なりしに依るべしと雖も又曩に説明せるリストの云へるが如く英吉利の國民經濟が一八五〇年頃に於て已に圓熟なる發達を遂げ得たるに依らずんばならず。即ち英吉利の産業は關稅の保護に浴する事なくして、よく大陸の産業に抗し得る状態となりたれば、諸外國をも誘引して自由貿易化せしむるを以てその利益なるを悟りたるにあり。

如斯して自由貿易主義は英國の經濟政策上の確信となりたれ共十九世紀の末葉より漸くこれが反動の兆を表したり。蓋し世紀末より輸入に比して輸出の増加遅々たる事商工業の利潤漸く低下するに至れる事及び内國農業衰退の傾向顯著なるに至れることは相俟ちて自由貿易主義に

對する疑念を濃厚ならしめたるによるが如し。而して其の反動の根本思想は經濟的帝國主義に外ならず、即ち自由貿易主義に従ふ時は殖民地たると外國たるとを問はず貿易上同一の待遇を與ふるものなるを以て、殖民地と本國との經濟的關係は勢ひ疎に流るゝ傾向あり。而も殖民地を經濟的に密接なる關係を有せずして政治上の統一を堅固ならしめるは不可能に近き處なり。されば政治上は勿論經濟的にも母子國を以て一丸となせる帝國關稅同盟を設けて母子國內の相互に特惠關稅を敷き兩者の利を計らんとするものにしてジョセフ・チャンパーレーンを主張者として保主黨の政綱中に加へらるゝものこれなり。一九一四年七月西歐の風雲急を告げ翌八月に於ては西歐の平和遂に攪亂せらるゝや、諸國の經濟界は一時恐慌狀



態を呈し全く收拾すべからざる混亂に陥れり。英吉利も亦混亂を免る能はず、當時一時モラトリアム（支拂延期令）を布き或は經濟管理令を發して一時の急を救ひ徐々に戰時經濟の變態に順應するの策に出でたり。今商業並びに貿易に關する大様を擧ぐれば第一、船舶の減少に基く運賃の暴騰第二、敵對貿易の禁止より生ずる必需品の供給杜絶並に國內供給の必要に基く輸出禁止第三、戰時財政に應ずる爲めの關稅の増徴第四、海上危險の増加と海上保險料の暴騰第五、外國爲替の動搖等の原因により貿易は非常の減退を來し就中輸出は國內の物資戰爭の繼續に従ひ漸次欠乏したる事、勞力の不足せる事、平時工業より戰時工業に推移せる事等の原因相重なりて非常の打撃を被りたり。而して、これが對策として、備船料

の最高價格を定め、海上の戰時保險を官營し、外國爲替相場を人爲的に維持するに努めたりしが、輸入増加の趨勢を改むるを得ず、即ち戰前一億乃至二億磅の輸入超過に過ぎざりし英吉利の貿易は軍需品輸入の旺盛と共に一九一六年に三億四千四百萬磅の入超を示し、越へて一九一八年には七億八千九百萬磅に上り實に未曾有の巨額を示せり。戰後英國の貿易狀態は經濟界の急速なる復興により漸次常態に復し入超額も亦漸減の趨勢を辿れり。勿論英吉利は貿易以外に於て受取勘定を有し戰時戰後に於ても相當の額を敷へたれば貿易關係の支拂超過額を緩和せる事尠からず。

歐洲大戰後は獨逸の經濟的萎縮と露西亞の經濟的孤立の爲に世界の經濟界は不況に沈淪し産業貿易も亦極度の不



2601  
600  
-501

振を續けたり。英吉利に於ても亦其の大勢に抗する能はず不振を免れざりしかば、海外貿易局を新設し復興省の援助を得て戦後經濟界の瘡痕を治し、更に發展せんが爲めに銳意努力を重ね輸出貿易振興法によりて輸出に對し金輸の便をはかり長期にして而も低利の貸出をなす事を定めたるが如き即ち此が一端たり。關稅政策に於ては外國よりダンピングの廉賣を受け、又は貨幣價值の暴落せる國より來る輸入品の爲めに被ることあるべき内國産業の困難と、此に伴ひ生ずる失業の増加を慮り産業保護法の下に若干の輸入品に課稅せる事は既に説明せる所なり而して戰時戦後に涉りて、多年聯立内閣の首班たりしロイドジョージの桂冠と共に保守黨内閣成立し又特惠關稅主義に傾きたれ共、一度政權を労働黨に渡すに及び同黨

は飲食料品の關稅を減免して社會政策の一端を實現し、勞農露西亞を承認して此と通商を恢復せんとし、或は獨逸の經濟を援助する事によりて英吉利の經濟的恢復を促進し以て失業問題をも解決せんとするの策に出でたれ共一九二四年の總選舉に破れ、又々保守黨が議會に絶對過半数を得、ポールドウイン内閣の成立と共に曩に協定せる英露條約の批准をなさず、特惠關稅を殖民地との間に設けて産業の基礎を確立し、經濟の安定と發展を企圖しつつあり。



524  
344

大正十四年七月十日印刷  
大正十四年七月十五日發行

(非賣品)

發行人 兼 編輯人 西村新五郎

石川縣七尾町檜物町三十五番地

印刷人 菅野良孝

石川縣七尾町檜物町三十五番地

印刷所 能登印刷株式會社

[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page]



524  
344



終

